

山梨県公報

第千五百六十号

平成十七年

四月七日

木 曜 日

目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定	二五七
生活保護法に基づく施設機関の指定	二五八
生活保護法に基づく指定医療機関の変更	二五八
生活保護法に基づく指定施設機関の変更	二五八
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	二五九
結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	二五九
道路の区域変更	二五九
建築基準法に基づく道路位置指定	二五九
軽油引取税に係る特約業者の指定	二六〇
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	二六〇
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	二六〇
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十五件)	二六〇
開発行為に関する工事の完了について	二六四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二六四
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	二六四
正 誤	
平成十六年十二月二十四日付け号外第五十九号中(二件)	二六五

告 示

山梨県告示第二百二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら調剤薬局	中巨摩郡玉穂町若宮二十七番地の二	平成十六年九月十六日
たのくらクリニック	韮崎市藤井町南下條三百三十八番地	平成十六年十月一日
三富診療所	東山梨郡三富村下萩原百三十九番地	平成十六年十月一日
ひらの薬局	南都留郡山中湖村平野百十三番地	平成十六年五月十七日
アトム薬局鮎沢店	南アルプス市鮎沢千二百七十番地	平成十六年八月二十三日
医療法人仁明会ながまつ医院	甲府市宮原町八十八番地の一	平成十六年九月一日
境川診療所	東八代郡境川村石橋二千二百七番地の二	平成十六年四月一日
井口クリニク	南アルプス市上八田百四十番地の八十九	平成十六年十月二十日
北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田七百七十三番地	平成十六年十一月一日
北杜市立国保辺見診療所	北杜市明野町上手一番地の十二	平成十六年十一月一日
北杜市立白州診療所	北杜市白州町白須千三百四十一番地	平成十六年十一月一日
境川歯科診療所	東八代郡境川村石橋二千二百七番地の二	平成十六年四月一日
藤田薬局	甲府市朝日一丁目三番十号	平成十七年一月一日
つる内科クリニック	都留市上谷千四百六十六番地の二	平成十七年一月二十七日
かわむらクリニック	富士吉田市上吉田八百四十四番地の七	平成十六年十月五日
北杜ひまわり薬局	北杜市明野町上手二百四十四番地	平成十七年一月十七日
北杜市立塩川病院訪問	北杜市須玉町藤田七百七十三番地	平成十六年十一月一日

看護ステーションつくしんぼ		
野村眼科内科医院	都留市四日市場八番地の六	平成十七年二月一日
みさき薬局小都留	都留市上谷千四百四十六番地の二	平成十七年二月十五日

山梨県告示第二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

平成十七年四月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	指定年月日
昭和治疗院	中巨摩郡昭和町西条新田八百二十六番地の五の百四	平成十六年九月二十八日
いこい鍼灸マッサージ院	甲府市塩部三丁目十五番十三号	平成十六年九月二十八日
東邦鍼灸接骨院	甲府市中小河原町五百七番地の十二	平成十六年九月二十八日
一心堂鍼灸接骨院	甲斐市篠原千九百五十六番地の一日	平成十六年九月二十八日
後藤治療院	南都留郡忍野村内野千七十五番地の二	平成十六年十月十二日
アルファ	韮崎市一ツ谷九十五番地	平成十六年十一月二十二日

山梨県告示第二百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関に次のとおり変更があった。

平成十七年四月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	変更事項
訪問看護ステーションやすらぎ	中巨摩郡敷島町中下条九百二十番地の一	所在地

変更前 浅川産婦人科医院 変更後 あさかわレディースクリニック	甲府市北口三丁目八番十六号	名称
変更前 中富町早川町組合立飯富病院 変更後 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院	南巨摩郡身延町飯富千六百二十八番地	名称
変更前 長坂町外二町一ヶ村病院組合立山梨甲陽病院 変更後 北杜市・小淵沢町病院組合立山梨甲陽病院	北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地	名称
変更前 長坂町外二町一ヶ村病院組合八ヶ岳訪問看護ステーション 変更後 北杜市・小淵沢町病院組合八ヶ岳訪問看護ステーション	北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地	名称
昭和訪問看護ステーション	変更前 中巨摩郡昭和町清水新居千二百五十九番地 変更後 中巨摩郡昭和町清水新居千三百十四番地	所在地

山梨県告示第二百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により指定した施術機関に次のとおり変更があった。

平成十七年四月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	変更事項
----	-----	------

豊島整骨院	変更前 大月市大月町花咲六十五番地 変更後 都留市田野倉二百九十五番地の五	所在地
ふれあい在宅マッサージ	変更前 南巨摩郡増穂町青柳町五百三十九番地 変更後 甲府市大手二丁目四番二十号	所在地

山梨県告示第二百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関は、廃止した。
平成十七年四月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
ながまつ医院	甲府市宮原町八十八番地の一
三富村診療所	東山梨郡三富村下荻原百三十九番地
須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院	北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地
境川村立境川診療所	東八代郡境川村石橋二千二百七番地の一
白州町立診療所	北巨摩郡白州町白須千三百四十一番地
明野村国保辺見診療所	北巨摩郡明野村上手一番地の十二
藤田薬局	甲府市朝日二丁目三番十号
須玉町外一ヶ村病院組合訪問看護ステーションつくしんぼ	北巨摩郡須玉町藤田七百六十七番地
保坂歯科医院	北杜市長坂町長坂上条二千三百十六番地

山梨県告示第二百二十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。
平成十七年四月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
竹居医院	甲府市美咲一丁目十一番十五号
広島外科医院	笛吹市石和町市部七百八十九番地五十六

山梨県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年四月二十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年四月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 身延本栖線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字下山字上沢地内（一級河川富士川右岸堤防敷地先）から南巨摩郡身延町大字上之平白子上四四一番地先まで	六・五	六・五	五〇・〇	一八三二・〇
	六・五	五〇・〇	一八三二・〇	
	一一・二	五四・五		一六五八・〇

山梨県告示第二百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十七年四月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置 甲斐市下今井字冷泥一〇〇二番九
- 二 道路の幅員 五・五メートル

三 道路の延長
二二・八六メートル

山梨県告示第二百二十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第一項の規定により、
軽油引取税に係る特約業者として次のとおり指定した。
平成十七年四月七日

山梨県総合県税事務所長 新 藤 康 二

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
有限会社佐藤石油	山梨県上野原市四方津九六九番地	平成十七年四月一日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十七年三月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 南アルプスファームフィールドトリップ
 - 2 代表者の氏名 小野隆
 - 3 主たる事務所の所在地 南アルプス市西野千二百一
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、南アルプス地域に住む人々や、地域を訪れる都市住民に対し、グリーンツーリズム活動の実践事業、地域住民と協働したまちづくり活動の支援事業、農産物や農地、地域資源を活用した都市農村交流によるまちづくり活動推進のための計画・提言事業、を行うことにより、地域社会における景観および住環境の向上と地域社会の基盤整備に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年三月二十四日から同年五月二十三日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十七年三月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 未来山梨の二十一世紀を創る会
 - 2 代表者の氏名 内田清
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市北口二丁目一番五号 甲府サンゴルフビル四階
 - 4 定款に記載された目的
本会は、山梨において、地域社会を支える有為の人材の育成あるいは発掘を通じ、健全で活力ある地域社会の建設を目指して、政治・経済・教育・文化の各分野にわたる施策の提言、施策の普及・啓発という社会奉仕活動、とりわけ青少年の健全育成のための施策の提言、普及・啓発の活動の事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年三月二十四日から同年五月二十三日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 都留電気株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市上谷三丁目三番三十号
 - 3 代表者の氏名 藤江浩
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）二六五九号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十七年二月二十八日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社百榮土建
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡鳴沢村四千六百六十七番地三
 - 3 代表者の氏名 渡邊百榮
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）四三三四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年二月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社コバヤシ工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立千七百七十七番地一
 - 3 代表者の氏名 小林佳一朗
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一一）三九五号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年三月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社三幸鉄工
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田二千六百七十三番地
 - 3 代表者の氏名 宮下アサ子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）一一二五号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年三月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小林建築工業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市上石森百六十番地一
 - 3 代表者の氏名 小林憲一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）五〇五六号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社青柳建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市加賀美三千六十八番地一
 - 3 代表者の氏名 青柳一夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)九〇〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小林建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市有野二千七百二十四番地
 - 3 代表者の氏名 小林紀一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一四)九五九号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社前島建設

- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町市部九百七十七番地
- 3 代表者の氏名 前島幸夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)一〇九〇号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社静工建設
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市水神二丁目二番十九号
 - 3 代表者の氏名 秦静弥
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)四七九四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年三月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十七年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 トヨタホーム山梨株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河西千四十三番地
 - 3 代表者の氏名 早野潔
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一一)第六六三一号

- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年二月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年四月七日

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十八日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社岡工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町窪中島二百三番地
 - 3 代表者の氏名 岡仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一六）第二二四三号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年四月七日

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十八日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 浅川鉄工所
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市大泉町谷戸二千二百八十一番地
 - 3 代表者の氏名 浅川弘雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第四二二六号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年四月七日

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十八日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 身延総合設備株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町小田船原千五百五十七番地
 - 3 代表者の氏名 柿島正士
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一五）第四九九号
- 四 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年四月七日

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十八日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 落合設備
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市境川町石橋二千七百七十四番地
 - 3 相続人の氏名 落合正明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第六一九一号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年三月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年四月七日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 戸島造園
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡四千五百五十八番地六
 - 3 代表者の氏名 戸島憲一郎
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)六八〇四号
 - 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となつた事実 平成十七年三月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十七年四月七日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
甲斐市長塚字中沢七八の一、七八の三、七九の一、七九の二、八六の一、八六の二、八七の一、八七の二、八八、八九、一〇三の二及び一〇八の二の区域
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市長塚百三番地 中込万吉・中込啓介

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十七年四月七日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
笛吹市御坂町下黒駒字天神原一六〇一の五、一六〇二の七、一六〇二の八、一六五〇、一六五一、一六五九、一六六〇、一六六一、一六六二の一、一六六三の一、一六六四の一及び一六六六の一の区域
 - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建設部及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市御坂町下黒駒千六百二番地八 鈴健興業株式会社 代表取締役 鈴木康修

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十一号
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年四月七日

山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則
山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
別表第三南甲府警察署の部昭和国母交番の項中、「後屋町、古上条町、上小河原町、上条新居町」を削り、同部小瀬交番の項中、「大里町のうち荒川以東の地区」を削り、同部大里警察官駐在所の項中、「荒川以東」を「通称北耕地、二日市場(県道甲府玉穂中道線以北の地区に限る。)」及び荒川以東」に改め、「宮原町」の下に、「一五一の二から一五一の一七まで、一七五、一八〇の二及び二〇〇から一三六〇まで」を加え、同項の次に次のように加える。

大國警察官 駐在所	甲府市後屋町五 二四の二	甲府市のうち 上小河原町、上条新居町、古上条町、後屋町、大里町のうち通称北耕地、二日市場(県道甲府玉穂中道線以北の地区に限る。))及び荒川以東の地区、宮原町一から一九九まで(一五一の二から一五一の一七まで、一七五及び一八〇の二を除く。)
--------------	-----------------	---

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年十二月二十四日山梨県条例第四十八号（上野原市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例）

七	下	終わりから七		
			<p>第十一条の表山梨県東部家畜保健衛生所の項及び第十三条の表山梨県北都留農業改良普及センターの項中「及び大月市」を「、大月市及び上野原市」に改める。</p>	<p>第十一条の表山梨県東部家畜保健衛生所の項中「及び笛吹市」を「、笛吹市及び上野原市」に改める。</p> <p>第十三条の表山梨県北都留農業改良普及センターの項中「及び大月市」を「、大月市及び上野原市」に改める。</p>

平成十六年十二月二十四日山梨県条例第五十四号（山梨県警察組織条例の一部を改正する条例）

二 三 一	上	七		
同	同	十四	<p>宇津谷、下今井、岩森及び志田</p>	<p>下今井、岩森、志田及び宇津谷</p>
同	同	十四	<p>宇津谷、下今井、岩森及び志田</p>	<p>下今井、岩森、志田及び宇津谷</p>

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番